

上江別自治連合会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、上江別自治連合会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は、上江別第一自治会、上江別第二自治会、早苗自治会及び上江別中原自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、単位自治会が相互に連携し、住み良い街づくりの推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境整備促進に関すること。
- (2) 交通安全及び防犯活動に関すること。
- (3) 自治会館の管理運営に関すること。
- (4) 老人憩いの家の管理運営に関すること。
- (5) 自主防災活動推進に関すること。
- (6) 青少年の育成に関すること。
- (7) 地域の諸問題の解決及び福祉向上に関すること。
- (8) その他必要と認められること。

第2章 役 員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|----|--------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (5) 理事 | 若干名 |
| (2) 副会長 | 3名 | (6) 監査 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | | |
| (4) 会計 | 2名 | | |

(役員の選出)

第6条 会長は、単位自治会会长の輪番制とする。

- 2 副会長は、前項の会長を除く単位自治会会长とする。
- 3 事務局長は、会長が所属する自治会の理事を当てる。
- 4 会計は、単位自治会会长の協議により決定する。
- 5 理事は、単位自治会若干名とする。
- 6 監査は、単位自治会会长の協議により決定する。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の連絡調整及び事務的業務を処理する。
- 4 会計は、本会の一般会計及び特別会計業務を処理する。
- 5 理事は、所管業務を企画し処理する。
- 6 監査は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたときは補充し、その任務は前任者の残任期間とする。

(役員行動費)

第9条 役員に対し行動費を支給する。その額は年額とし、支給額は別表に定める額とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 定期総会は毎年5月に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 総会は役員及び単位自治会から選出された代議員をもって構成する。なお、議長は、代議員の中から選出する。

4 前項の代議員は、単位自治会ごとに会員戸数30戸につき1名の割合とし、30戸に満たない端数は1名とする。

5 会議は、会長が招集する。

(総会の決議事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 役員の選任に関する事項。
- (2) 規約の改定、改廃に関する事項。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項。
- (4) 予算の策定及び決算の認定に関する事項。
- (5) その他必要と認められること。

(総会の決議)

第12条 総会は、第10条第4項に規定する代議員総数の過半数の出席（委任状含む。）で成立する。

2 議事の決議は、出席者（委任状含む。）の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、第5条に規定する役員（監査を除く。）をもって構成し、必要な都度開催する。

2 役員会は、総会提出議案の審議及び第11条に規定する事項以外のものを協議決定する。

第4章 会計

(経費)

第14条 本会の会計は、一般会計並びに自治会館特別会計及び老人憩いの家特別会計とする。

2 本会の経費は、単位自治会の負担金・寄付金及びその他の収入をもって当てる。

3 前項の負担額は、単位自治会の会員戸数に応じた額とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計は4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 補 則

(自治会館及び老人憩いの家)

第16条 第4条第3号及び第4号に規定する事業の管理運営については、別に定める。

(自主防災組織)

第17条 第4条第5号に規定する事業の推進については、別に定める。

(ジュニア消防クラブ)

第18条 第4条第6号に規定する事業の推進については、別に定める。

(顧 問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は本会に功績のあった方の中から役員会において決定し、会長が委嘱する。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和41年2月20日に制定する。
- 2 この規約は、昭和51年10月30日に一部改正し施行する。
- 3 この規約は、昭和58年4月10日に一部改正し施行する。
- 4 この規約は、平成2年4月30日に一部改正し施行する。
- 5 この規約は、平成3年4月28日に一部改正し施行する。
- 6 この規約は、平成10年5月10日に一部改正し施行する。
- 7 この規約は、平成15年5月11日に一部改正し施行する。
- 8 この規約は、平成18年5月14日に一部改正し施行する。
- 9 この規約は、平成22年5月9日に一部改正し施行する。
- 10 この規約は、平成28年5月8日に一部改正し施行する。

(別 表)

規約第9条第1項の額は、次の左に掲げる役員に対し、それぞれ右に掲げる金額とする。

(役 員)	(金 額)
会 長	10,000円
副 会 長	5,000円
事 務 局 長	10,000円
会 計	5,000円
理 事	5,000円
監 査	3,000円

2 年度途中において辞任又は就任した役員の支給金額は、月数によって計算する。

この場合、在任期間に1月に満たない端数があるときは、これを1月とする。

3 前記2の計算による確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。